

雲仙市 週休2日工事（受注者希望型）試行要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、令和6年4月より建設業において改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制が適用され、建設業における週休2日の普及促進をより一層図る必要がある。そのため、地域の守り手でもある建設業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休2日」を推進することを目的とする。

2. 対象工事

(1) 対象工事は、雲仙市が発注する工事のうち、単価適用日が令和7年4月1日以降の工事とし、下記に該当しない請負工事を対象とする。

① 災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法 第33条 許可対象工事）

※地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（除雪工事や応急復旧工事）

※ 災害復旧工事のうち災害査定後に実施される本復旧工事については、本要領の対象工事とする。

② 現場での実作業期間が4週間未満であることが想定される工事

③ 発注部局の長が対象工事に適さないと判断する工事

(2) 対象期間には本工事の実施にあたり必要となる準備・撤去作業等も含めるものとする。

（工事看板や現場事務所等の設置・撤去、現地調査、着工前測量など）

(3) 対象工事は、設計図書（特記仕様書等）に対象工事であることを明記するものとする。

3. 試行内容

(1) 週休2日とは、対象期間において月単位または通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

1) 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上となる水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

2) 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上となる水準の状態をいう。

3) 現場閉所（日）とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいい、現場休息（日）とは、分離発注工事の場合には、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

また、以下についても現場閉所日とみなす。

① 降雨、降雪等による予定外の現場休工期

② 受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日

4) 休日には、対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とする。

(2) 下請業者に対しては、協力を依頼する。

4. 試行方式

(1) 月単位または通期の4週8休以上とする。

(2) 年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）は週休2日とは別に休日として確保する。

なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。

(3) 労働基準法 第35条（休日）を逸脱してはならない。

（休日）

第三十五条

使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適用しない。

(4) 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。

(5) 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。

5. 受注者の取り組み内容と発注者の確認

(1) 受注者は、「週休2日」の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員と協議するものとする。

(2) 実施する場合は、「月単位の4週8休」または「通期の4週8休」のいずれのパターンで実施するか明記のうえ、以下の条件を満たす週休2日の取得計画を立て、「休日（現場閉所・現場休息）取得計画表」を施工計画書に添付し、発注者へ提出する。なお、契約変更時には変更計画書を提出する。

1) 対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとする。

2) 対象期間中、工事現場を週休2日相当の休日とするものとする。

3) 夏季休暇（3日）、年末年始休暇（6日）は週休2日とは別に休日として確保する。

工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は対象期間には含めない。

- (3) 受注者は、不測の事態等により休日（現場閉所・現場休息）取得計画表に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更計画表とその理由について発注者と協議を行う。
- (4) 受注者は、対象期間中、「週休2日工事」であることを看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。
- (5) 発注者は、受注者より提出された取得計画表や変更計画表（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。
- (6) 発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。
- (7) 受注者は、「休日（現場閉所・現場休息）取得実績表」により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。

6. 工事の実施方法

(1) 入札方式

入札方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）および指名競争入札とする。

(2) 発注方式

- 1) 「受注者希望型」とする。
- 2) 「受注者希望型」とは、発注者が週休2日の試行対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日を実施するか否かを判断し、実施するもの。

7. 週休2日工事の積算による措置

(1) 週休2日の工事費補正

労務費の補正については、下水道工事市場単価・地質調査市場単価は補正の対象としない。

(2) 週休2日補正係数

- 1) 「週休2日補正係数」については、当初設計において「通期の4週8休」の補正を行い発注し、契約後、受注者が週休2日を選択した場合に、精算時において現場閉所の達成状況により変更契約を行う。
- 2) 当初「通期の4週8休」を選択した場合において、精算時に「月単位の4週8休」以上を達成したとしても、補正は当初選択したパターンの補正とする。なお、当初「月単位の4週8休」の現場閉所を目標としていた工事の実績が「通期の4週8休」以上となった場合は、「通期の4週8休」による補正を実施するものとする。また、「通期の4週8休」以上が未達成の場合、並びに受注者が週休2日を選択しなかった場合においては、補正を減じた変更契約を行う。
- 3) 土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事については、週休2日の補正係数が「通期の4週8休」のみとなっていることから、精算時において「月単位の4週8休」以上の達成をしても変更契約は行わず、「通期の4週8休」以上を未達成の場合は、補正なしとして変更契約を行う。

4) 港湾・漁港請負工事積算基準を適用する工事については、週休2日の補正係数が「月単位の4週8休」のみとなっていることから、当初設計では週休2日補正は行わずに発注し、当初「月単位の4週8休」の実施を宣誓し、実績も「月単位の4週8休」以上となった場合に、経費補正に係る変更契約を行う。

(3) 前項の補正係数は別に定める。

8. 工事工期の措置

工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

9. 週休2日工事拡大に向けた措置

- (1) 受注者は、工期末の28日前を目安に「休日（現場閉所・現場休息）取得実績表」により、実施状況を取りまとめ、監督職員へ報告するものとする。
- (2) 受注者の責において通期の4週8休以上が実施できなかった場合であっても、当面は減点評価を行わない。
- (3) 各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヵ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

10. 工事の発注時の対応

週休2日工事であることを設計図書（特記仕様書）に明示する。